

氏名（本籍）	浅沼 裕治（神奈川県）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	甲第76号		
学位授与の日付	2020年3月20日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当		
学位論文題目	父子家庭の父親における就業継続および家族ケアに関する総合的研究		
審査委員	主査	後藤 澄江	日本福祉大学 特別任用教授
	副査	末盛 慶	日本福祉大学 准教授
	〃	藤田 紀昭	日本福祉大学 教授
	学外審査委員	田渕 六郎	上智大学 教授

## 論文内容の要旨

本論文は、父子家庭の父親が経験する就業継続と家族ケアとの関連性および困難性を考察したうえ、その両立を支援するための方向性を解明しようと考えて取り組んだものである。理論的検討を行った後、実証的調査によって実態と要因を明らかにするとともに、困難を緩和するための支援策について検討したものである。（本文 158 頁、図表 44 点、引用・参考文献 107 点）

- 序 章 研究の目的と枠組み
- 第 1 章 父子家庭に関する先行研究の検討
- 第 2 章 父子家庭の父親が抱える就業継続と家族ケアにおける両立の課題
- 第 3 章 父子家庭の父親をとらえるための職業的安定度とケア負担度をふまえた理論的検討
- 第 4 章 マクロデータからみた父子家庭の実態—『平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査』の結果データを用いて—
- 第 5 章 調査の方法
- 第 6 章 父子家庭の父親の就業継続・家族ケアの実態—テキストデータからの把握—
- 第 7 章 父子家庭の父親の就業継続実現性を規定する要因—家族ケアとの関連をふまえて—
- 第 8 章 子どもの性別・発達段階で異なる父子家庭の父親の家族ケアの困難性
- 終 章 総合考察—本研究の到達点と限界点—

**序章（研究の目的と枠組み）**では、本研究の目的として、父子家庭の父親が経験する就業継続と家族ケアとの関連性および困難性を考察したうえ、その両立を支援するための方向性を明らかにすることとした。そして、次の 4 点を研究課題として設定している。①父子家庭の父親たちへインタビュー調査を行い、就業継続および家族ケアの実態および困難性を把握する。②就業継続および家族ケアを行うにあたり、父子家庭の父親は、どのような公式／非公式なサポートを得ているのかを把握する。③父子家庭への支援は、どのような条件において有効なものとなるのかを把握する。④子どもの性別や発達段階によって家族ケアへの困難性はどのように異なり、どのように父親は対応しているのかを把握する。そのうえで、論文全体の構造図を示している。

**第 1 章（父子家庭に関する先行研究の検討）**では、関連する先行研究について文献や資料の検討

を行っている。先行研究で把握されている父子家庭の実態や支援施策の課題等について整理するとともに、父子家庭の父親が就業継続と家族ケアを行う生活形態をとった際の課題に関連する先行研究レビューを行っている。その結果、父子家庭の父親が就業を主体とした生活設計を行った場合に、その子どもに対するケアが不十分にしか与えられていないことへの懸念が出されていること、また、父子家庭への施策を立案する際には、ジェンダー構造を加味した政策が求められていることなどを指摘している。

**第2章（父子家庭の父親が抱える就業継続と家族ケアにおける両立の課題）**では、ひとり親家庭に関する近年の法律改正において、母子家庭と父子家庭に対して経済的支援という同様の内容が志向されていることについて、その妥当性について考察している。本章では、「家族形態の多様化」と「家族ケア機能の私事化（privatization）」というふたつのキーワードに着目し、現代における子育ての環境と父親たちの就業継続環境について議論を行っている。そして、父子家庭の父親へ求められる支援とは、経済的支援だけではなく、孤立している父親の養育支援や、家庭生活全般の相談相手となりうる人的支援が重要な要素を占めていることを指摘している。

**第3章（父子家庭の父親をとらえるための職業的安定度とケア負担度をふまえた理論的検討）**では、日本における父子家庭の父親の職業的安定度とケア負担度の実態の関連性をとらえるための理論的検討を行っている。そして、父子家庭の父親の就業（継続）状況と、ケア（育児・家事）とのバランス関係に焦点を当て、父子家庭の父親を4つの象限に分類し、各象限（各分類）の課題や支援について考察を加えている。その結果、ひとり親となり主として元妻が担っていたケア役割を、父親が同時にこなす過程において、従前の就業継続が困難に陥りやすいこと、また、就業継続が可能となっている場合には、父親の（母）親が育児・家事といったケア役割を引き受けることで成り立っていることなどを明らかにしている。

**第4章（マクロデータからみた父子家庭の実態—『平成28年度全国ひとり親世帯等調査』の結果データを用いて—）**では、「全国ひとり親世帯等調査結果」のデータを概観することにより、父子家庭の全体像を描き出し、マクロデータからみた父子家庭の実態について考察を行っている。その結果、今日の日本における父子家庭の父親の全体像として、父親が30歳代後半から40歳代前半の年齢で、生別によって父子家庭となるものや子どもの年齢は末子が未就学児のものが多くを占めていること、ほとんどの父親は元妻側からの養育費は受けることができていないこと、離婚後の就業は母子家庭の母親と比べると安定的な環境で継続できている父親が多い一方、子育てを含む「家事」に関する悩みを抱える者が多いことなどの姿が描けるとしている。

**第5章（調査の方法）**では、筆者が実施した父子家庭の父親への就業継続および家族ケアに関する半構造化面接法によるインタビュー調査の概要について述べている。9名の調査協力者については、調査時点で子育てを行っている父子家庭の父親をスノーボール・サンプリング法により募ったことを述べるとともに、インタビューガイド、調査協力者の属性、テキストデータの分析方法および調査協力者への倫理的配慮などについて記述している。

**第6章（父子家庭の父親の就業継続・家族ケアの実態—テキストデータからの把握—）**では、父子家庭の父親たちは就業継続と家族ケアに対して、どのような具体的困難を抱えているのかを探るため、第3章で導出した「生活安定層」「就業継続不安定層」「人的支援必要層」「生活困難層」それぞれに属する父親について、その困難の性質を明らかにしている。方法として、インタビュー調査での、それぞれの父親の語りを解析（ソフトウェアKHcoder）、抽出語の階層的クラスタ分析を行った結果を用い、それぞれの対象者についてのデンドログラム（樹形図）を作成、その出現パ

ターンに基づいて具体的な語りの内容を敷衍して記述している。その結果、いずれの分類（象限）に属する父親も就業継続と家族ケアを遂行し続けることの脆弱性を持っていることが明らかとなり、また、ケアへのサポートが不十分な場合にはより困難な分類（象限）へ容易に落層するリスクが示されたとしている。

**第7章（父子家庭の父親の就業継続実現性を規定する要因—家族ケアとの関連をふまえて—）**では、父子家庭の父親の子育てと家計を維持するための就業継続の両立を可能とする条件について、インタビュー調査の結果分析に基づき考察している。方法として、インタビュー調査で得られた9名の父親たちの語りを統合して得られたテキストデータについて、テキストマイニング（ソフトウェア KHcoder）によって分析している。分析の結果、主として父親自身の親族からのインフォーマルな社会資源の提供が父親の就業継続を可能としているが、そのような提供を受けることによって家族ケアを行う者の思考・行動パターンに同調せざるを得ないというジレンマを抱えることも示唆されたとしている。また、フォーマルな社会資源はインフォーマルな資源と比べると、父子家庭の父親の就業を後押しするものとはなっていないと推察している。

**第8章（子どもの性別・発達段階で異なる父子家庭の父親の家族ケアの困難性）**では、これまでの考察で明らかとなった就業継続と家族ケアを両立させていく際に抱える困難性について、子どもの性別および発達段階の違いによる家族ケアの困難性に焦点をあて、その要因を明らかにした。方法は、第8章と同様、インタビュー調査で得られた9名の父親たちの語りを統合して得られたテキストデータについて、テキストマイニング（ソフトウェア KHcoder）によって分析している。その結果、自身とは性別が異なる女兒を育てる父親の場合に、困難性が増すことが示されたとしている。また、子どもが発達をするにつれて、困難の質に変化が生じていることも明らかにしている。

**終章（総合考察—本研究の到達点と限界点—）**では、第2章から第8章で検討した結果をもとに、父子家庭の父親が経験する就業継続と家族ケアとの関連性と困難性及びその両立を支援するための方向性についての結論として、4点に分けて以下のように記述している。

第1に、**父親たちの困難の質や度合いが職業的安定度および家族ケア負担度の高／低によって大きく異なること**についてである。本研究で提示されている4つの分類のうち、「生活安定層」の父親たちは、自身の母親が代替的「妻」の役割を担うことにより、従前の「夫」としての職業役割を遂行でき、生活が安定的なものとなっていること。「人的支援必要層」の父親たちは、正規雇用で安定的な職に着いているものの、一様に長時間労働であるとともにインフォーマルな家族ケアへのサポートは得られていないか、もしくは得られにくい状況の中、家族ケアとの両立で心身のストレスが高い状態にあること。とりわけ低年齢の子どもを育てる場合には、この傾向が顕著にみられたこと。「生活困難層」の父親は、周囲に子育ての依頼ができるインフォーマルな社会資源がなく、また、父子家庭が利用できるフォーマルな社会資源も利用していないこと。就労収入も総じて低く、子どもの成長に伴う教育費やその後の経済的なやりくりについて不安を抱え、子どもにとって大きな不利益が生起する可能性が考えられること。「就業継続不安定層」の父親は、家族ケアのため仕事内容を大きく変更せざるをえず、就労収入が大きく減少していることから、家計を維持するための収入を得るために安定的な就業継続機会を確保することが必要な層であること。4分類の分析結果を統合すると、父子家庭の父親たちが安定的に就業の継続ができ、家族ケアへの不安がなく生活ができるためには、自身の母親からの家族ケアへの協力を得ることができているか否かが大きな分水嶺となっていること。などである。

第2に、**自身の子どもが女兒である場合に、父子家庭ならではの困難として、父親自身の母親の存在はより不可欠になることが示唆されたこと**についてである。女兒の成長発達にともなう身体的変化や、女兒特有の興味・関心事項へも、子どもと同性の自身の母親が対応することにより「生活安定層」の父親はより安定的に就業継続に集中できる環境が整うこと。一方で、こうしたインフォーマルなサポートを得ることが難しい環境にある父親は、自身で性別の異なる子どもへの対応を行わざるを得ず、家族ケアに関する悩みが男児を育てる父親と比べて増大していることが明らかとなったこと。などである。

第3に、**親族に依存した家族ケアは、将来的に父子家庭の父親がダブルケアへの対応を迫られる可能性が高いこと**についてである。逆説的ではあるが、現状では家族ケアを中心的に担っている父親の母親が今後、加齢等で介護が必要となったとき、父親にはダブルケアの負担がかかり、就業継続も困難になる可能性が内包されていること。現時点で「人的支援必要層」「就業継続不安定層」や「生活困難層」にある父親への支援に加え、「生活安定層」にいる父親の生活基盤も、この意味で内実としては脆弱性を帯びていること。父親たちの母親は総じて高齢期に差し掛かっているか、すでに高齢期に入っており、こうした父親の母親頼みの家族ケアを前提としない社会システムの整備が望まれること。などである。

第4に、**父親が内在化しているジェンダー規範の不変性**についてである。父親たちの親族頼みの家族ケアの現状を脱却し、社会的な父子家庭支援のサポート機関を創設したとしても、父親たちに内在化されている「男性性」への配慮を欠いたサポートは形骸化する可能性があることが示唆されたこと。「強者としての男性性」を父親自身が内在化しているがために、社会的なサポートを自ら拒否する姿に変化がみられないこと。父子家庭への社会的支援制度は次第に整備されつつあるものの、生活に困難を抱えた父親たちは社会的なサポートを積極的に利用していないこと。したがって、父子家庭に焦点をあてた社会的支援の検討にあたっては、この点に配慮が必要なこと。などである。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 審査経過

2020年1月16日の大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、浅沼裕治氏の博士学位審査請求論文が受理され、後藤澄江、末盛慶、藤田紀昭の3名による審査委員会が設置された。また、田淵六郎氏（上智大学教授）を学外審査委員とすることが決まった。審査委員3名は、それぞれに提出論文を査読したうえで2020年1月25日17:30より審査委員会を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。引き続き浅沼裕治氏への最終試験（口頭試問および学力の確認）を実施した。同日中に学内審査委員3名により最終試験の結果について審議し、以下の結論に達した

### 2. 論文の評価

本論文の評価すべき点として、以下を挙げることができる。まず、父子家庭の父親の実態については、母子家庭の母親のそれと比べて学術的な解明が不十分な中、先行研究や既存データを用いて日本における全体像を把握したうえで、父子家庭の父親が抱える困難の度合いや質を把握するための実証研究に取り組んだ点である。また、父子家庭の父親が経験する就業継続と家族ケアのバランス

を捉える視点として、「職業的安定度」と「ケア負担度」という2つの軸を交差させ、「生活安定層」「人的支援必要層」「就業継続不安定層」「生活困難層」という4つの類型（象限）を独自に提示したうえ、この類型に関連させるかたちで、筆者による質的インタビュー調査データを用い、テキストマイニングの手法による計量的分析も絡ませることによって、新たな知見を導いている点である。主な知見として、4類型のいずれに属するかによって困難の度合いは異なるものの、いずれの類型の父親も就業継続と家族ケアを遂行し続けることの脆弱性を持っており、ケアへのサポートが不十分な場合に、より困難な類型へ容易に落層するリスクが示されたこと。父親の親族（主に母親）から得られるインフォーマルな社会資源は父親の就業継続を左右する要因となっていると同時に、父親役割を損なうリスクにもなるという二面性があること。父子家庭の父親が経験する両立困難は、子の性別や発達段階に関連していること。などが特記される。そして、そのようにして明らかにされた知見は、学術的意義にとどまらず、父子家庭の父親支援における政策的及び実践的な示唆も含んでいる点も、高く評価できる。

一方で本論文には、以下のような弱点も見られる。まず、調査協力者について、「現在子育てを行っている父子家庭の父親」を対象として中部地域で調査協力者を募ったという経緯から、父親の年代が30～40代中心にとどまっている点や居住地域が限定された点である。また、父子家庭の父親が直面する女兒を育てる場合の困難や内面化しているジェンダー規範の不変性という知見について、現象面の指摘にとどまり、ジェンダー論や男性アイデンティティ論などを視野に入れた理論的な検討が物足りない点である。さらに、困難を抱えた父子家庭の父親への支援についての政策的及び実践的な示唆を、どのような道筋で実現していくかの具体的な方策が検討できていない点である。他のデータセットを用いた分析や追加調査による分析などによって補強すること。導かれた新たな知見についての理論的検討。政策的及び実践的な示唆の具体化。などは今後の研究課題と考えられる。

以上述べてきた評価すべき点、弱点を総合した上で、本論文は本学の社会福祉学領域の博士論文に求められる水準を十分に満たしていると考えられる。

最後に、学外審査委員の田淵六郎氏からは、①ひとり親家庭の問題に関する研究は少なくないが、父子家庭が抱える特有の課題については学術的な研究が十分になされてきたとは言い難く、現代日本におけるその実態を明らかにすべく、その実証研究に意欲的に取り組んだ点を評価できる。②仮説設定と分析にあたり、就業継続と家族ケアのバランスを捉える独自の視点を提示した点、テキストマイニングという分析手法を用いることでデータに対する主観的解釈の排除を心がけている点は、申請者の関心の広さと分析スキルの確かさをうかがわせる。③父親が定位家族から受ける家族ケアの支援が就業継続の鍵となる要因であると同時に父親の親役割に対して否定的含意をもち得るという二面性や、子のジェンダーに注目する必要性を明らかにした点は、社会福祉学の他の研究課題にも通じる理論的含意を含んでおり、本研究の学術的価値を高めている。④研究にあたり、ドキュメント分析、既存統計の分析、インタビュー調査、テキストマイニングなどの多彩な調査・分析手法を用い、父子家庭の父親が置かれた実態を複数の実証的観点から描いている。それらの分析は安定的で高い水準をしめしており、申請者が研究者として高い調査研究能力を持つことを示すものとなっている。などの論文評価が得られたことを付しておく。

### 3. 最終試験の結果

2020年1月25日に、浅沼裕治氏の最終試験（口頭試問および学力の確認）を実施した。はじ

めに浅沼氏が事前に用意した説明用資料を配布し、第1次提出および公開発表会後に指摘を受けて修正した箇所とともに、本論文で独自に明らかにした点や研究の意義についての説明がなされた。続いて、審査委員から本論文の弱点や改善すべき課題についての試問を実施した。一つひとつの指摘に対して、本論文において到達できている部分と残された課題を整理した上で真摯に応答した。とくに本研究の結果として示した、父子家庭の父親が抱える困難に関する知見を国内外での理論の流れに位置付ける作業や政策的・実践的な示唆を具体化するための新たな検討については、氏の今後の研究に期待することで審査委員会の意見は一致した。最後に、学力の確認として英語力の審査を行った。本研究の Abstract のうち指示した部分について、英文の読み上げとその日本語訳を求めたところ、適切に応答がなされた。

#### **4. 結論**

本審査委員会は、学位申請者浅沼裕治氏は日本福祉大学学位規則第12条により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。

以上